

第 21 回さいたま市債権回収対策本部会議 議事要旨

日時：平成 30 年 1 月 18 日(木)午前 10 時

場所：政策会議室

1 出席者（本部長・本部員 10 名・事務局 2 名）

本部長：副市長

本部員：都市戦略本部長・総務局長・財政局長・保健福祉局長・子ども未来局長・
環境局長・建設局長・大宮区長・中央区長・副教育長

事務局：債権整理推進部長・収納対策課長

2 議 題

平成 29 年度債権回収対策基本計画の中間報告について

3 資 料

第 21 回さいたま市債権回収対策本部会議資料

4 議 事

＜本部長挨拶＞

本会議は「さいたま市債権回収対策基本計画」に基づき、効果的な債権回収対策の推進に向けて協議するものである。今回は、今年度前半の債権回収の取組に関する中間報告を行う。また、前半の分析に基づき、年度末に向けて更なる取組をお願いする。

＜会議資料に関する説明＞

① 議題（1～10 ページ）について、事務局から次のように説明した。

- ・ 平成 29 年度 10 月末時点における、さいたま市債権回収対策基本計画（以下、「基本計画」という。）の対象 27 債権の徴収状況について、昨年度同時期と比較した。現年・過年の合計で、収納率は 1.0 ポイントの向上、収入未済額は約 29 億 3 千万円の圧縮となった。（資料 1～2 ページ）
- ・ 平成 29 年度 10 月末の徴収状況を昨年度同時期と比較し、収納率が向上又は低下、収入未済額が圧縮又は増加した理由について、基本計画の対象債権ごとに分析した。（資料 3 ページ）
- ・ 基本計画の対象債権における、平成 29 年度前半（平成 29 年 4 月～10 月末まで）の主な実績及び後半（平成 29 年 11 月～翌 3 月末まで）の主な計画を示した。（資料 4～10 ページ）
- ・ 債権整理推進部の取組について、研修や助言等の実施結果を示した。（資料 11 ページ）
- ・ 集中処理を行っている強制徴収公債権（市税、国民健康保険税、保育施設等利用者

負担額)について、収納率及び整理率ともに向上している。私債権(入学準備金・奨学金貸付金)について、臨戸訪問を積極的に行ったことや、分納約束ができたことにより前年度と比較し収納率は上がっている。(資料12~13ページ)

- ・ 事案審査会の実施状況及び審査会で報告された債権所管課の改善内容を示した。強制徴収債権における預貯金調査の実施や、継続的な生活状況調査と納付相談を行うことで債権回収に努めている。(資料14~15ページ)

<意見・質疑等>

- ・ 債権所管課から債権整理推進部への市税の引継ぎ件数が昨年度と比べて約5,000件ほど減っているが、これは新任職員への研修等が効果的であったからということか。(本部長)
 - 市税の債権回収課への引継ぎについては、基本的に滞納額が300万円以上の案件を対象としている。最近滞納整理が進んでおり、滞納額が300万円以上の高額案件は減ってきているため、引継ぎ件数も減少した。(事務局)
- ・ 徴収体制強化のための支援策として実施している職員向けの研修については、現在行っているもので十分であるか。もしくはもう少し実施回数を増やした方がいいという意見もあるのか。(本部長)
 - 研修については、内部講師のみならず外部講師によるものも実施しており、アンケート結果からは、効果的であったという意見が多くみられる。実施回数、時間が少ないという意見はあまりないように思える。(事務局)

<各局から債権の状況について報告>

(保健福祉局)

- ・ 国民健康保険税については、債権回収課で市税と同じように回収を行っているため、収納率は順調に推移している。過年になると収納率が低下してしまうので、現年でいかに滞納させないかということに力を入れていきたい。
- ・ 介護保険料については、初めて保険料を支払うことになった人が納付を忘れてしまいそのまま過年に移ってしまうことが多い。そのため、初めて保険料を支払う方から年度の後半になっても納付がない場合は、電話での納付呼びかけを行い納付の意識づけを行っている。
- ・ 生活保護費返還金については、家庭訪問を行っており(高齢者世帯年2回、障害や病気がある方は年3~4回、就労可能な方は年6回、どうしても指導が必要な方は毎月)その際に未納がある方には、納付の話をしている。また、本庁の所管課が各区

の実務担当課に事務監査を行っており、実務監査の半年後には再度債権の状況等について見直しを行う機会を設けている。

→家庭訪問の回数は国からの指導で年間の回数が決めているはずだが、現在行っている回数で問題はないのか。(本部長)

→訪問回数については、詳しく確認しなす。(保健福祉局長)

(子ども未来局)

- ・ 保育施設等利用者負担金の収納率は高い水準を維持している。今回一件自動車の差押えを行う予定であったが、差押え予告をすると納付があった。民間の保育園については園長先生が積極的に口座振替に向けて取り組んでいるところもある。また、区や施設ごとの収納率ランキングを出すことで、債権回収の意識向上につながっている。
- ・ 児童福祉施設保護者負担金については、制度的な理解を得られず回収が難しい事案も多くある。
- ・ 放課後児童健全育成事業保護者負担金については、収納率が90.1%と高い水準であるが、前年度と比較すると0.5%低下している。また、収入未済額も前年度と比べて増加している。これは、平成25年度、26年度に2,000円ずつ保育料が上がったことにより、各債権の調定額が増えている一方で、時効等で消えていく債権は古い(金額が低い)方から消えているためである。

→児童手当返還金については、以前から国外に出てしまっていて連絡のとれない人が多かったが状況は変わらずであるか。(本部長)

→児童手当返還金については、現在もそのようなケースは多い。国外に出てしまう前に連絡をとりたいと考えているがなかなか難しい。国外に出てしまっても、日本に銀行口座がそのまま残っている場合もあり、気づくのに時間がかかってしまうこともある。また、児童扶養手当については、過去に遡って遺族手当等が支給されることもあるのだが、支給される金額が毎年一定ではないため、児童扶養手当の返還も一定とはならない。(子ども未来局長)

→国外に出てしまう人(帰国する人)については、帰国申請の段階で届け出等をするようにという通知を出せるとよい。(本部長)

(環境局)

- ・ し尿処理手数料の収納率については、現年過年ともに前年度より向上している。し尿の処理世帯は比較的貧困世帯が多いため、支払いが滞ってしまう方が多い。回収方法としては、まず現年度から徴収するようにしている。また、し尿の回収依頼があ

った際には、システムで納付履歴を確認し、未納があればその旨を伝えるということが効果的であった。

→対象世帯は少ないのか。(本部長)

→対象世帯は少なく、地域に偏りがある。人件費やシステム管理費等が調定額と近づいてきているため、何年後かには手数料を無くすという判断をしなくてはならないかもしれない。(環境局長)

(建設局)

- ・ 下水道事業受益者負担金については、督促と催告を年1回行っているが、高額滞納案件や市外転出者については別途催告書を発送している。南北建設事務所に下水道の徴収員を配置し臨戸訪問を行うことで、現年度の徴収を積極的に進めているところである。平成29年12月時点で計1,500回ほど徴収員による臨戸を行っているが、訪問しても会うことが出来なかつたり、そもそもの制度の理解を得られないことがあるため、会えた場合には説明をしっかりと行うようにしている。また、高額滞納案件については、金融機関に財産調査を行うための準備を進めている段階である。
- ・ 水洗便所改造資金貸付金については、今まで連帯保証人への請求を行っていなかったが、収納対策課に相談の上、今年度中に主債務者に対して、納付がなければ連帯保証人への請求を行うという旨の通知を送ることにしている。通知送付後も納付がなければ、連帯保証人への請求を行っていく。

→水洗便所改造資金貸付金の滞納者数はどれくらいなのか。(本部長)

→現在58人である。貸付金の回収は口座振替で行っているが、口座引き落としをできなかったものが滞納となっている状況である。(建設局長)

(教育委員会)

- ・ 入学準備金・奨学金貸付金制度の特徴として、卒業後半年してから返済が始まるという点が挙げられる。そのため、特に連帯保証人が保証人になっていることを忘れてしまっていることが多いので、返済が開始する段階で保証人に対しても通知を送付している。また、催告書を送付する際には、連絡の期限を設け、期限までに連絡がない場合は再度こちらから連絡するようにしている。主債務者からの納付がない場合には、保証人への請求を行っており、保証人から主債務者に連絡があり納付につながる場合や、保証人が直接納付する場合もある。収納率等が向上した理由としては、ノウハウのある職員が徴収を担当していることがきっかけとなっているため、課内で情報共有等を行うことで徴収スキルを引き継いでいきたいと考えている。
- 保証人となっている人の年齢は、奨学金を利用している子供の親世代の年齢であ

るか。(本部長)

→当債権では、主債務者（奨学金を利用する本人）と同一世帯でない人が保証人となっているが、多くが現役世代であるため、返済能力はあると考えられる。しかし、ごくまれに高齢によって返済能力がない保証人もいる。(副教育長)

(大宮区)

- 区で持っている債権について担当者とのヒアリングを行った。このうち強制徴収債権では、滞納者の多くが低所得者であるため、なかなか差押え等を行うのが難しい状況にある。
- 後期高齢者医療保険料については、悪質な事案があり、財産調査等を進めながら本庁の所管課と連携して強制徴収に向けた取組みを行っている。区の担当者に徴収のノウハウが十分に備わっていないという問題もあるが、まずは、収納対策課主催の研修等を活用して徴収技術の向上に努めたい。
- 介護保険料については、徴収員による臨戸訪問を実施している。その他の債権も臨戸訪問と併せて文書による催告や電話催告も積極的に行っていく。
- 非強制徴収債権のうち区で担当している債権については、福祉的な意味合いが大きい債権となっているため、債務者が低所得者であることが多く、徴収が難しい現状である。
- 生活保護費返還金のうち、不正受給による返還のもので1件悪質なものがあるため、刑事事件として告訴するという動きを取っている。
- 緊急生活資金貸付金については、かなり古い債権で塩漬けになっているため、債権管理条例に基づく債権放棄に向けた取組みを行った。

(中央区)

- 生活保護返還金ですでに生活保護の受給が廃止になっている人については、年1回臨戸訪問を行っている。臨戸訪問時に債務者に会えるとは限らないが、粘り強く取組みを行っている。
- 保育施設等利用者負担額について、平成28年度に中央区では1件差押えを行った。平成29年度は、差押えの対象となっている事案が2件あり、現在金融機関への照会を行っている。現在は差押えのノウハウがある職員がいるため、このように差押えに向けた取組みを実施できているが、あまり知識のない職員が通常業務を行いながら研修で得た知識だけで回収業務を行っていくことはなかなか難しいため、今後の課題である。

(総務局)

- ・ 債権回収に関する研修を行う際に、座学ももちろん大切であるが、実地指導のようなものも行うことができればよいと思う。

(財政局)

- ・ 研修については、話を聞いていると座学だけでは補いきれない部分があるため、具体的な案件がある場合は、収納対策課等と協力して徴収を行ってほしい。
- ・ 市税の徴収に関しては、今までの取組みの効果が出ており、収納率の向上、収入未済額の圧縮ができているが、政令市の中では下位層に位置するため、継続して取組みを進めていきたい。

(本部長)

- ・ 催告書の色を変えて送付しているという話があったが、各所管課で色等を決めているのか。全庁的な取り決めがあればよいのでは。
→各課で封筒の色等を工夫しており、全庁的に統一しているわけではない。(事務局)

(大宮区)

- ・ 債権管理条例での債権放棄について、平成 28 年度と平成 29 年度の放棄の議会報告は行っているのか。行っているのであれば、内訳等の資料を本部会資料に添付してほしい。
→昨年 9 月の議会で初めて平成 28 年度の債権放棄の報告を行った。(事務局)